

以下は、文書提出された意見です。そのまま記載します。

(意見1)

日本学術会議会長 大西隆 殿

同「安全保障と学術に関する検討委員会」委員長 杉田敦 殿

「安全保障と学術に関する検討委員会」に対する意見表明

日本学術会議第23期看護学分科会

2016年8月19日

科学者を代表する政府機関としての日本学術会議において、「安全保障と学術に関する検討委員会」（以下、「委員会」という）が課題別委員会として設置され、防衛省による「安全保障技術研究推進制度」への研究者の対応等について論議が始まっています。看護学分科会は、安全保障技術研究推進制度の存在を容認することを前提に「委員会」が設置されること自体に強い懸念をもち、委員会のあり方について意見を表明します。

日本学術会議は、1950年と1967年の2度にわたり、日本の科学者・研究者は「戦争と軍事を目的とした研究は行わない」旨の声明を発出してきました。科学者・研究者としてのこの基本的指針があるにもかかわらず、この度、日本学術会議が、「近年、軍事と学術とが各方面で接近」し、「軍事的に利用される技術・知識と民生的に利用される技術・知識との間に明確な線引きを行うことが困難」（課題別委員会設置提案書）との認識のもとに、「委員会」が設置されたことに対し、人間の生命に関わる看護学分野として大きな危惧を抱いております。

すでに、2回の「委員会」（第1回6月24日、第2回7月28日）が開催されています。委員会を提案した大西隆・日本学術会議会長の発言として、『「戦争を目的とする研究は行わない」とする五〇年の声明は、自衛隊が存在しない時期だった。憲法の解釈、安全保障の仕組みは変わってきた。行動規範や見解が、拡充される必要があるのではないか』（東京新聞6月25日朝刊）、と報道されています。この発言が真実であれば重大なことであると考えます。「委員会」が、国家の安全保障という名の下に防衛省の研究費の増大を招く結果となり、ひいては、防衛省の研究費が既成事実となって、本来軍事とのデュアルユースを前提としない他の研究成果についても徐々にデュアルユースを認めてしまうことにつながることを懸念しています。

看護学分科会は、学術の振興を通して、人間の尊厳や人権を基本とした看護・保健・医療・福祉の発展に寄与することを目的に活動を行っております。看護学の研究のなかには第二次世界大戦の折に人間の尊厳が著しく歪められた看護職の経験が含まれてお

り、戦争と平和には大きな関心をもっています。看護学分科会では、人々の健やかさや安全、そして希望が守られ、可能性を育めるような生き甲斐のある平和な社会の構築をめざし、「人権保障と学術」という観点から、「戦争と軍事を目的とした研究は行わない」という日本学術会議のこれまでの声明に従い活動を続ける所存です。

「委員会」はすでにスタートしておりますが、看護学分科会としては、先にも述べた理由から、下記の事項を考慮し、慎重に議論を進めて頂くことを強く要望致します。

記

1. 「安全保障」の論議に関しては、「人間の安全保障」、すなわち、「人間の生存、生活、尊厳に対する脅威から各個人を守り、それぞれのもつ豊かな可能性を実現するために、ひとりひとりの視点を重視する取組を強化しようという考え方(平成15年版外交青書)」に依拠し、幅広く検討されるべきです。

2. 大西隆・日本学術会議会長は、前述の発言の他、毎日新聞論説『問われる「軍民両用研究」』（2016年7月27日）において、日本学術会議の1950年と1967年の声明を堅持すべきだと述べる一方で、「多くの国民は、現行憲法下で、個別的自衛権を容認し、自衛

隊の存在を認めている。そうであれば、研究者が、自衛目的に限定した装備に有効な基礎研究を行い、国家や国民の安全に貢献しようとするのを、学長が認めないのは適当ではないとも考える。」と述べています。これらの発言については、政府が国家の安全を維持し、もって国民の生命と財産を守るという「国家の安全保障」の考え方を盾とし、自衛目的という論理によって軍民両用研究を推進するものではないかという危惧を抱かざるを得ません。これまでの日本学術会議の意見表明の歴史を踏まえて、純粋に議論していただくためには、大西隆・日本学術会議会長は「委員会」の一員には加わらず、日本学術会議において、俯瞰的な立場で、本件について慎重に対応できる立場を保持されることを希望します。

3. 検討会における審議事項(想定される5項目)は、安全保障にかかわる研究資金の導入を前提とした論議に偏っており、その論議を行うこと自体が導入への布石となる危険性があると考えます。1950年、1967年に日本学術会議が表出した声明等を尊重して、軍事と学術との接近の危険性等について、慎重に議論を進めることを望みます。

4. 防衛省の研究費で行う研究成果の平時への活用を意味するデュアルユースの考え方は、文部科学省等の他の研究費で行う研究の非常事態への活用としてのデュアルユースに繋がる危険があると懸念します。最近までは防衛省の研究は公募されていなかったもので、特別に委託や補助を受けて行っていた研究者はそれが軍事研究に繋がる危険性を自覚しておこなわれていたと考えます。しかし、防衛省から研究の公募や研究費の増額が行われることになると、「平常時へのデュアルユースの意義」が強調されて、実は防衛・

軍事につながる研究であるということが研究者には不明確になり、また逆に、通常の他の研究費で行う研究が研究者の認知しないところでいつの間にか防衛・軍事にデュアルユースされる危険があることになると懸念します。このようなことが起こらないためにも、デュアルユースについては慎重な議論を望みます。

以上

(意見2)

Dual use 研究を積極的に推進しようという国の大きな流れが急速に高まり、その領域も宇宙開発など特定の領域から、拡大していくその流れのなかにあつて、50年、67年声明が時代に合わないという理由だけで十分な議論が尽くされないまま、今回の防衛省の公募研究が始まっていることに危惧を覚えます。

宇宙開発などの国家プロジェクトと、今回の公募のような一般研究者を巻き込み、明確にエンドユーザーが防衛省である研究とは区別して日本学術会議でも議論していただきたいです。

委員会資料にもありましたように、意図しない軍事利用がありうる研究ではなく、軍事利用が目的のスピノフとしての民生利用の研究とを区別しないで取り組むメンタリティを科学者は持つべきではないと思います。そのための行動規範は、今の、これからの時代にあつた問題を見据えてあらたに作るべきだと思います。

現在、委員会でなんらかの結論をまとめてくださるとのことですが、こうした流れを追認しての動きに対応した学術会議としての主体的なアクションが遅かった、と思います。会員として反省します。

今回の防衛省の研究助成が、一般の研究者の研究を誘導し、ひいては研究室の研究を長期的に変質する危険はないか。それを避けるための規範はなにか。予想されない軍事利用と、予想可能な軍事利用といったレベルの差に応じた行動規範を検討する必要はないか。研究者は十分に理解するだけの教育を受けているか。また広く海外での取り組みを調べ、単に米国の模倣ではなく、十分にメリット、デメリットを検討し、日本での行動規範を作ろうとするアクションをとるべきではないか。

米国とは違い、被爆、敗戦を経験した日本だからこそ、行動規範について国民との開かれた対話をすべきだと思います。科学者コミュニティーにだけでなく、国民に、そして世界に示して誇れるような行動規範を作るアクションを、日本学術会議はとっていくことを表明すべきだと思います。

また、私が所属するセンターでは、こうした日本学術会議での動きを踏まえて、理事長のお考えで、さっそく各専門からなるワーキング・グループを立ち上げて、枠組み作り、ガイドライン作りに向けた議論を開始することになったことを、ご報告いたします。